

板橋区保育の利用事務運営要領

第1 趣旨

この要領は、板橋区保育の利用要綱（昭和56年12月25日区長決裁。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項及び様式を定めるものとする。

第2 保育の利用基準

東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号。以下「規則」という。）別表第1に規定する保育の利用基準（以下「利用基準」という。）の解釈及び運用は、次のとおりとする。

1 就労

日中居宅内外で月48時間以上の労働に従事することを常態としている場合。

(1) 外勤・自営（保育の利用期間 最長小学校就学まで）

保護者又は同居親族の営む事業所において労働に従事する場合についても、外勤に準ずることとする。この場合においては、自宅と営業場所との距離及び営業場所での保育可能な部屋の有無等保育に当たることができない実情について精査の上、認定する。

また、細目が2つ以上該当するものがある場合、関連性のあるものに限っては、合算をして指数算定をする。

(2) 求職内定（保育の利用期間 最長1か月）

就労先がきまっている場合。就労証明書等により内定している就労日数及び就労時間により認定する。

(3) 求職（保育の利用期間 最長2か月）

現に求職のため日中外出の状況にある場合

(4) 内職（保育の利用期間 最長小学校就学まで）

日中居宅内において出来高払いの労働に従事している場合

2 出産、傷病、心身障がい

(1) 出産（保育の利用期間 出産予定月を中心に前後2か月 計5か月）

出産前後を通じて分娩、休養のため保育に当たることができない場合

(2) 傷病

ア 入院（保育の利用期間 最長小学校就学まで）

おおむね1か月以上にわたり入院しているか、又は入院を要するとの診断を受けた場合

イ 居宅内（保育の利用期間 最長小学校就学まで）

おおむね1か月以上前から引き続き家庭において病床についている場合又は常時病床についている状態ではないが、保育に当たることができない場合（原則として医師の診療を受けている者）

(3) 心身障がい（保育の利用期間 最長小学校就学まで）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）第4条に定める愛の手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

3 看護、介護（保育の利用期間 最長小学校就学まで）

児童の家族等の疾病により、医師が必要と認め、保護者が看護に従事する場合又は心身障がい者（児）を介護する場合

(1) 病院、施設等看護

ア 病院、施設等において、日中看護に従事していることが常態である場合。

イ 心身障がい者（児）の通学又は訓練施設等に通所のため常時付き添う場合で、日中他の児童の保育ができないとき

ウ 通院、通所等のため常時付き添う場合

(2) 自宅介護

ア 自宅において、重度心身障がい者（児）又は寝たきり状態にある者の看護、介護に専念する

場合

イ その他看護、介護に当たる場合

4 両親不存在（保育の利用期間 最長小学校就学まで）

5 災害（保育の利用期間 最長小学校就学まで）
火災等の災害復旧のため、保育に当たることができない場合

6 特例（保育の利用期間 最長小学校就学まで）

(1) 就学、技能修得等

ア 就学（学校教育法第1条に規定する学校に在籍し、通学していることをいう。）のため保育に当たることができない場合

イ 技能を修得することを目的とする専門学校、各種学校及び職業別訓練施設に通学又は通所するため、保育に当たることができない場合

(2) 区長が明らかに保育に当たることができないと認める場合

7 同居親族（高齢者）の取扱い

同居の親族の中に65歳以上の高齢者がいる場合、利用基準の認定上考慮しないで差し支えないが、同居の祖父母が65歳未満の場合で、無職又は求職中の時は調整指数により減算の対象となる。

なお、この場合傷病等により保育にあたることができないときは、この限りではない。

8 育児休業者の取扱い

(1) 育児休業対象児童の入所の取扱い

育児休業者で、保育所等に入所できるのは、その入所月中に育児休業を取得した職場に復帰する場合である。入所月中に復帰できない場合は、入所月の末日で退園するものとする。

また、指数については育児休業の復帰時として取扱うものとする。

(2) 育児休業対象児童以外の児童の継続入所の取扱い

下記については育児休業対象児童以外の児童が板橋区内認可保育所に在籍しているときに適用する。

ア 育児休業対象児童以外の児童の継続入所については、平成14年2月22日 雇児保発第222001号（児童家庭局保育課長通知）により、継続入所を認めることとする。

イ アの継続入所の期間は、区の保育の実情を踏まえ、育児休業対象児童が満1歳になった年度の年度末翌月までとする。この規定は継続入所児童がその年度末現在3歳児（東京都板橋区保育費用徴収条例 平成9年板橋区条例第114号 別表第1に定める3歳児）以下の場合に適用する。ただし、当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思料される場合はこの限りではない。

ウ 育児休業対象児童以外の児童の指数については、「利用基準」の細目「区長があきらかに保育に当たることができないと認める場合」を適用し、保護者の指数をそれぞれ10とする。ただし、調整指数は加算しないものとする。

エ イで定めた期間中に、育児休業を取得した職場に復帰しない場合はイで定めた期間末日で退園するものとする。

(3) 育児休業対象児童以外の児童の入所の取扱い

(2)で定める継続入所をしている児童の保護者が(2)イの期間を超えて育児休業を取得する育児休業者（以下、長期育児休業者という）のとき、継続入所をしている保育所または他の板橋区内認可保育所で引き続き保育の利用を希望することができる。ただし、この適用は板橋区民で板橋区内認可保育所に継続入所している場合のみ適用する。また利用の決定に関しては規則第4条の3に定める選考を行う。選考および利用に関しては以下の項目を満たすものとする。

ア 長期育児休業者の育児休業期間が勤務証明書等により明示されていること

イ 長期育児休業者が社会保険等に参加しており、雇用主との雇用契約が継続することが確認できること

ウ (2)で定める継続入所をしている児童について、引き続き入所を希望する月の前月末日での退園意思が確認できること。

エ 育児休業対象児童以外の児童の指数については、「利用基準」の細目「区長があきらかに

保育に当たることができないと認める場合」を適用し、保護者の指数をそれぞれ10とする。ただし、この指数適用は、育児休業終了月の前月まで（終了日が月末の場合は、その月までとする。）とし、調整指数は加算しないものとする。

オ 入所後の保育の利用期間は、長期育児休業者の育児休業終了月までとする。ただし、長期育児休業者が育児休業を取得した職場に復帰せず雇用契約が終了した場合は、その月をもって保育の利用を解除するものとする。

(4) 育児休業対象児童以外の児童の転園の取扱い

育児休業対象児童以外の児童の転園については、住所の変更や家庭状況等の変更に伴うものについて認める。ただし、転園先の保育所等については板橋区内認可保育所等とする。また、この項目の適用は板橋区民のみとする。

ア 育児休業対象児童以外の児童の指数については、(3)エで定めるとおりとする。

イ 転園後の入所期間は(2)イに定めるとおりとする。

(5) 育児休業対象児童以外の児童の卒園時の取扱い

当該児童が地域型保育施設及び2歳で卒園となる認可保育園の卒園児のとき、引き続き保育を利用することができるよう、選考及び利用に関しては、以下の項目のとおりとする。ただし、卒園時の4月入所における選考のみ適用する。

ア 指数については、育児休業の復職時として扱うものとする。

イ 転園後の入所期間は(2)イに定めるとおりとする。

9 求職内定者の取扱い

求職内定者で、保育所等に入所できるのは、その入所月中までに勤務する場合である。

入所月中までに勤務できない場合は、入所月の末日で退園するものとする。

第3 調整指数

規則別表第1の2に規定する保育の調整基準の解釈及び運用は、次のとおりとする。

1 保護者個人にかかわる調整指数

(1) 保護者が身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2、3度・精神障害者保健福祉手帳1、2、3級の1つに該当する場合又はそれと同程度の障がいがあると認められる心身障がい者の場合

(2) 保護者が、おおむね1か月以上入院もしくは入院予定

(3) 保護者が、身体障害者手帳3級以上の障がいがある場合又はそれと同程度の障がいがあると認められる場合

(4) 保護者が、常時臥床、精神性、感染性の疾病で居宅療養している場合

ア 診断書等、客観的な証明が必要

(5) 保護者のいずれかが育児休業中である場合

ア 当該育児休業の対象である児童に係る入所に限る

イ 1つの世帯において、育児休業を取得している保護者が2名以上いる場合の当該入所児童に係る調整指数は、1とする。

(6) いずれかの保護者が保育士、保育教諭または幼稚園教諭として板橋区内の認可保育園、認証保育所、認定こども園、小規模認可保育園、幼稚園（長時間預かり保育実施園に限る。）、事業所内保育事業、家庭的保育事業、定期利用保育事業、企業主導型保育事業を実施している保育施設等での勤務が内定している場合、または勤務していて、育児休業復職予定での申込みの場合

(7) 入所月の初日までに転入予定無しで勤務地有り

ア 勤務地が板橋区であること

(8) 入所申込締切日現在、勤務実績が1か月未満の者

(9) 入所月の初日までに転入予定無しで勤務地無し

2 保護者世帯にかかわる調整指数

(1) ひとり親世帯又は両親不存在の場合（戸籍謄本等の証明が必要・離婚調停も可・別居のみは不可）

ア 確実にひとり親又は両親不存在である証明が必要

- イ ひとり親で離婚していても、選考会議時に前配偶者が同居である場合は適用しない。
- ウ 福祉事務所等であきらかにひとり親であることが確認できる場合も適用する。
- エ 配偶者が行方不明のときは、その配偶者の住民票がない時に適用する。(職権消除)
- オ 単身赴任世帯には適用しない。
- (2) 上記(1)以外のひとり親世帯又は両親不存世帯の場合
 - ア 離婚前提の場合、配偶者と別居であるとき、適用する。
 - イ 単身赴任世帯には適用しない。
- (3) 生活保護世帯の場合(証明が必要)
- (4) 認可外保育施設、ベビーシッター(親族以外の個人を含む)、認定こども園(保育の利用にかかる部分を除く)又は幼稚園に1か月に12日以上かつ1日4時間以上有償で預けているのを常態とする場合(入所申込締切日現在で1か月以上実績のある世帯)
 - ア 区所定の書式による保育の証明が必要。
 - イ 有償保育対象児童にのみ適用
 - ウ 入所日において他の保育先で重複して保育を受ける権利を有していないこと(認可保育所の開所時間と重複する保育先で保育を受ける権利を有していないこと)
- (5) 前年度住民税非課税世帯である世帯(ただし、証明がある世帯で生活保護世帯は除く。)
 - ア 申込書に必ず記入してあること
 - イ 証明書があること(板橋区で確認できる場合は不要)
 - ウ 住民税の未申告者は除く。
- (6) 要支援児保育の対象となった場合
 - ア 区長が要支援児保育を「可」と判断した場合、適用する。
 - イ 板橋区要支援児保育判定審査会で要支援児保育が「可」と判断した場合、適用する。
- (7) 離婚後一年以内の世帯(戸籍謄本等の証明が必要・離婚調停も可・別居のみは不可)
 - ア ひとり親で離婚していても、選考会議時に前配偶者が同居である場合は適用しない。
 - イ 福祉事務所等であきらかに離婚に準ずることが確認できる場合も適用する。
 - ウ 配偶者が行方不明のときは、その配偶者の住民票がない時に適用する。(職権消除)
 - エ 配偶者が死亡でも適用する。
- (8) 未就学児が3人以上いる場合(ただし、入所月現在とする。)
- (9) 入所を希望する児童が、双生児以上の世帯
 - ア 双生児以上の児童のうち、一部の児童のみに対しても適用する。
 - イ 転園申請の場合も適用する。
 - ウ 選考会議の前日現在で、双生児以上であることを条件とする。
- (10) 入所を希望する児童(転園を含む。)以外のきょうだいが認可保育園、認定こども園(保育の利用に係る部分に限る。)又は地域型保育施設に在園中(ただし、入所月時点できょうだいが在園していない場合を除く。)、又は、利用希望月において、きょうだいで申込みの場合
- (11) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は要介護3以上(在宅介護に限る。)の認定を受けている同居の家族(当該児童又は保護者を除く。)がいる世帯
- (12) 同居の祖父母が65歳未満で、無職又は求職中の場合(勤務証明書等の証明があれば減算しない。)
 - ア 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている場合は除く。
 - イ 傷病等、あきらかに保育できない場合も除く。(証明書が必要)
- (13) きょうだいが在園児又は卒園児(以下「在園児等」という。)であって、当該在園児等に係る保育料または延長保育料のいずれかが選考会議時において正当な理由なくのべ3か月以上滞納されている場合
- (14) 特に区長が調整が必要と認めた場合

第4 選考会議

1 所掌事項

要綱第2条に定める選考会議は、保育の利用の適正、公平を期するため、保育の利用申込児童の状況を選考会議録に登載し、次のとおり保育の利用予定児童の確認及び選考を行う。

- (1) 保育の利用申込児童が希望保育所等の定員に満たない場合

利用基準の要件の有無を審査のうえ保育の利用予定児童を確認する。

- (2) 保育の利用申込児童が希望保育所等の定員を超える場合
利用基準の要件の有無を確認のうえ、保護者が児童の保育に当たることができない状況等を審査検討し、その結果に基づき保育の利用予定児童の順位の決定を行い、選考する。

2 構成

保育サービス課長（以下、「課長」という。）、保育サービス課職員、その他課長が必要と認める職員をもって構成する。

3 開催

課長は、保育所等入所定員に欠員が生じたときは、必要に応じて選考会議を開催する。

第5 保育の利用予定児童の順位の決定方法

- 1 選考会議において保育の利用予定児童の順位を決定する場合は、規則別表第1に規定する指数及び調整指数による指数の数値の高い児童を優先する。
- 2 同一指数の者にあつては、次の順により選考する。
 - (1) 板橋区在住の者（入所月の初日までに転入者を含む。）
転入者は、不動産売買契約書・賃貸契約書等、確実に区民となる証明書が必要
 - (2) 母子世帯もしくは父子世帯
別居のみも含む。
 - (3) 保育の利用基準が高い者
 - (4) 保育料または延長保育料の滞納がない者
選考会議月以前おおむね3か月以上の滞納がない者
 - (5) 保育に当たる保護者の状況が傷病・心身障がい、看護、両親不存在、災害の順
 - (6) 生活保護の者
 - (7) 当該児童に身体障がい者等に関する項目に該当の者
 - (8) 調整指数に該当する保育先が、幼稚園・認定こども園（保育に係る部分を除く。）・認可外保育施設・ベビーシッター（親族以外の個人を含む。）の場合
規則別表第1の2に定める、保護者世帯にかかわる調整指数4の条件に該当すること。
 - (9) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は要介護3以上（在宅介護に限る。）の認定を受けている同居の家族（当該児童又は保護者を除く。）がいる世帯
 - (10) 父母（または保護者）が雇用保険給付中の者
 - (11) 単身赴任等家庭状況に特別な理由がある者。
選考会議時において、あきらかに他の同一指数の者より家庭状況特別な理由がある場合。
なお、この適用にあたっては、客観的に証明ができる場合である。
 - (12) 養育している未就学児の子供の人数の多い者
 - (13) 養育している小学3年生以下の子供の人数の多い者
 - (14) 養育している小学6年生以下の子供の人数の多い者
 - (15) 養育している18才以下の子供の人数の多い者
 - (16) 保育に当たる保護者の状況が外勤、居宅外自営（中心者を除く。）居宅内労働（内職を除く）、出産、求職内定、就学、内職、求職未定の順
 - (17) 経済的状況（前年度住民税額）が低位の者（証明がある者が優先）
- 3 管外協議（受託）の取扱いは、次のとおりとする。ただし、家庭的保育事業等は、(1)イウ(2)(3)(4)の規定は適用しない。
 - (1) ア 板橋区内への転入予定者で、保育の利用の初日までに転入することが確認できる場合は、板橋区民と同様の扱いをする。
イ 区外の者の入所選考にあつては、区民の第二次選考会議終了後に行うものとする。
ウ 練馬区民については、当面のあいだ、上記イを適用しない。
 - (2) 前記ア以外の者については、規則別表第1に規定する調整指数により減算するものとする。
 - (3) 板橋区要支援児保育事業実施要綱(昭和51年8月12日区長決定)に基づく要支援児保育を受け

ることができる者は、3の(1)アに規定する者とする。

(4) 受託期間について、次のとおりとする。

ア 0歳から3歳クラスについて、区立園は、4月から9月入所希望は協議不可とし、10月から翌年3月入所希望は保護者の内いずれかが板橋区在勤であれば協議可とする。私立園及び公設民営園は、4月から9月入所希望は協議不可とし、10月から翌年3月入所希望は協議可とする。

イ 4歳から5歳クラスについて、区立園は、4月から9月入所希望は保護者の内いずれかが板橋区在勤であれば協議可とし、10月から翌年3月入所希望は協議可とする。私立園及び公設民営園は、全ての入所希望月を協議可とする。

ウ 練馬区民については、当面のあいだ、これを適用しない。

第6 事務処理及び様式

要綱及びこの要領の実施に際し、必要な事務処理方法及び様式は、電子計算組織によるもののほか、次の各項目によるものとする。

1 保育の利用までの事務処理方法

(1) 保育の利用申込み

区長が支給認定申請書兼保育施設利用申込書(規則別記第4号様式の3)・支給認定申請書兼保育施設利用継続申込書(規則別記第4号様式の4)及び家庭状況届書を受理したときは、面接調査記録票に保育を必要とする状況等を記録し、申込者一覧に登載する。

(2) 申込児童の状況調査

申込児童の状況調査は、家庭訪問及び電話による事情聴取により申込みに係る児童の保護者及び同居の親族の労働形態、家庭環境、経済状況を調査し、保育に当たることができない具体的状況を把握する。

(3) 保育の利用申込みの承諾

ア 1の(2)による状況調査の結果、保育の利用を要すると認められる児童については、選考会議に付し申込みの承諾を決定する。

イ アの結果により保育の利用を決定した児童については、児童一覧表を作成し、保護者に保育利用調整結果通知書(規則別記第5号様式の6)、保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の長には保育利用調整結果通知書(規則別記第5号様式の5)をもって通知する。

(4) 保育の利用申込みの不承諾

1の(2)による状況調査の結果、次の事項に該当する場合は申込みを不承諾とする。

ア 利用基準に該当しない場合

選考会議で利用基準に該当しないと確認されたときは、保育利用調整結果通知書(規則別記第6号様式の3)により保護者に通知する。

イ 利用基準に該当するが、選考会議の結果不承諾とされた場合及び保育の利用希望保育所等に欠員がないため保育の利用ができない場合は、保育利用調整結果通知書(規則別記第6号様式の3)により、保護者に保育の利用ができない旨通知を行う。以後、保護者が保育の利用を希望する期間の開始の日の属する月の初日から起算して6か月間(6か月が経過するまでの間に3月31日が到来する場合にあっては、3月31日までの間。)を限度として当該申込みが継続してあるものとして取扱うことができるものとし、欠員が出た場合は選考会議に付するものとする。

ウ 処理不能

申込者の所在不明等により、1の(2)の状況調査及びその他の処理ができないときは、当該申込書上部余白に「処理不能」と表示する。

(5) 申込みの取下げ

申込みを受理した後、申込者から申込みを取下げる旨申出があった場合は、保育施設申込取下届を提出させる。

(6) 管外委託(受託)の協議

ア 申込者が管外の保育所等への保育の利用を希望する場合には、保育の実施事業について(協議)により関係する保育の実施者に協議し、協議が整ったときは、保育の利用決定と

同時に、関係する保育の実施者に保育の実施事業について（通知）により保育の利用を決定した旨通知する。また、協議が整わなかったときは、前記（4）の処理をするものとする。

- イ 管外の保育の実施者から管内保育所等への入所委託協議を受けた場合は、保育の実施事業について（承諾）、保育の実施事業について（不承諾）により受託の可否を回答する。
- ウ 管外の保育所等への保育の利用を決定した場合で、当該実施者の保育の利用期間が板橋区の保育の利用期間と異なるときは、当該実施者の保育の利用期間とする。
- エ 管外の保育所等への保育の利用を希望している者より、保育施設申込取下届を受理した場合は、関係する保育の実施者に保育の実施事業について（取下げ）によりその旨を連絡する。

2 保育の利用決定後の事務処理

(1) 保育の利用解除

保育の利用の解除事由が発生した場合は、板橋区保育の利用解除事務処理要領に基づき解除決定を行い、保育利用解除通知書（規則別記第7号様式の6）により保護者に、保育利用解除通知書（規則別記第7号様式の5）により保育所長に通知する。

管外委託児童については、保育の実施事業について（通知）により関係する保育の実施者にも通知する。

(2) 利用基準の確認及び入所の継続等

ア 利用基準の確認は年に1回、保護者から家庭状況届出書の提出を受け、実態調査のうえ保育の実施の必要性を検討し、その可否を決定する。イ 求職中、出産等の要件により保育の利用を承諾した者については、承諾期間満了前に実態調査を行い保育の利用の継続又は保育の利用の解除を行う。

なお、求職または求職内定を要件として保育の利用を承諾し、承諾期間を経過したときも求職中または求職内定の者については、退園の手続きのため保育の利用期間を1か月延長することができる。

ウ 前項により保育の利用期間満了のため退園となる者は、再度、求職を要件として保育の入所申込みをすることができる。

(3) 保育の利用の変更

ア 施設の変更

(ア) 既に保育の利用をしている児童の保護者が、他の保育所等へ転園を希望する場合は、保護者から支給認定申請書兼保育施設利用申込書（規則別記第4号様式の3）・支給認定申請書兼保育施設利用継続申込書（規則別記第4号様式の4）を受理し、受理したときは、申込一覧に登載する。

(イ) 申込書受理後直ちに転園ができない場合は、保育利用調整結果通知書（規則別記第6号様式の3）により保護者に通知する。以後、保護者が転園を希望する期間の開始の日の属する月の初日から起算して6か月間（6か月が経過するまでの間に3月31日が到来する場合にあっては、3月31日までの間。）を限度として当該申込みが継続してあるものとして取扱うことができるものとし、欠員が出た場合は選考会議に付するものとする。

(ウ) 転園を決定した児童については、保護者に保育利用調整結果通知書（規則別記第5号様式の6）で、転園先保育所等の長及び退園する保育所長には保育利用調整結果通知書（規則別記第5号様式の5）及び保育利用解除通知書（規則別記第7号様式の5）をもってそれぞれ通知する。

イ 保育の利用期間の変更

保育の利用期間を変更する場合は、保護者には保育所入所（変更）通知書（規則別記第8号様式の6）により、保育所長には保育所入所（変更）通知書（規則別記第8号様式の5）によりそれぞれ通知する。

ウ 徴収金の変更

階層区分、年齢変更その他により徴収金の変更事由が生じたときは、速やかに変更を行い、保育所入所（変更）通知書（規則別記第8号様式の6）により保護者に通知する。

(4) 保育の利用の停止

既に保育の利用をしている児童が、疾病等のため一時的に通園ができなくなった旨保護者から

申出があった場合は、保育所入所停止申請書を受受理し、保育の利用を停止したときは保護者に保育所入所（変更）通知書（規則別記第8号様式の6）により、保育所長には保育所入所（変更）通知書（規則別記第8号様式の5）によりそれぞれ通知する。

(5) 徴収金の徴収時期等

徴収金にかかわる事務の円滑化をはかるため、次に掲げる場合においては、それぞれの取扱いにより処理することとする。

ただし、減額については規則に定める減額基準による。

ア 月の中途で保育の利用を決定した場合

翌月から徴収する。

イ 月の中途で徴収金の変更事由が生じた場合

翌月初日に変更する。

ウ 月の中途で保育の利用を解除した場合

その月の分を徴収する。

エ 階層区分の誤認定

(ア) 更正すべき月に遡及して変更し、徴収金が減額となる場合であって、既に納入済の徴収金があるときは、その差額分を還付又は以後の徴収金に充当する。

(イ) 徴収金が増額になるときは、変更決定月以前の差額分は、追加徴収しない。

ただし、納入義務者の責に帰すべき理由により、誤って徴収金の額を決定したものであるときは、この限りでない。

付 則

この要領は、昭和57年1月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要領は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要領は、平成10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

- 1 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要領は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要領は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

- 1 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要領は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

- 1 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要領は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

- 1 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要領は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の実施事務運営要領」第5の3の(4)、(5)の規定及び別記第1号様式は、平成19年4月1日以降の入所に係る保育

の実施に適用する。

付 則

この一部改正の要領は、平成19年10月1日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の実施事務運営要領」第3の2(4)および(9)、第5の2(13)、(14)および(15)の規定については、平成20年4月1日以降の入所に係る保育の実施に適用する。

付 則

この一部改正の要領は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正の要領は、平成22年7月23日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要領は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この一部改正の要領は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。
- 2 申込みその他この要領を施行するために必要な準備行為、保育の実施の承諾及び徴収する額の決定の通知は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運営要領」の規定は平成29年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運

「要領」の規定は平成30年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正の要領は、決定の日から施行する。ただし、改正後の「板橋区保育の利用事務運営要領」の規定は平成31年4月1日以後の入所に係る保育の利用について適用し、同日前の入所に係る保育の利用については、なお従前の例による。